

LPガス備蓄の現況

令和2年5月
石油流通課

1. 我が国の現行LPガス備蓄は、「石油の備蓄の確保等に関する法律」に基づく 民間備蓄 と、 国家備蓄 の二本立てとなっている。
2. LPガス民間備蓄は、昭和56年度に石油備蓄法を改正して、LPガス輸入業者に対して、年間輸入量の40日分に相当する量（基準備蓄量）の備蓄を義務づけることにより実施している。
3. LPガス国家備蓄は、輸入量の50日分程度に相当する量の備蓄を目標として国家備蓄基地5基地（七尾基地（石川県）、福島基地（長崎県）、神栖基地（茨城県）、波方基地（愛媛県）、倉敷基地（岡山県））での備蓄を実施している。

○LPガス備蓄の推移

（単位：千トン）

	民間備蓄		国家備蓄
	基準備蓄量	保有量（日数）	保有量（日数）
3月	1,111	1,410 (50.8)	1,396
4月	1,030	1,309 (50.8)	1,395
令元年5月	1,063	1,442 (54.2)	1,395
6月	1,099	1,622 (59.0)	1,395
7月	1,066	1,725 (64.7)	1,395
8月	1,095	2,084 (76.1)	1,395
9月	1,106	2,127 (76.9)	1,395
10月	1,118	1,967 (70.3)	1,395
11月	1,131	1,729 (61.1)	1,395
12月	1,112	1,721 (61.9)	1,395
令2年1月	1,096	1,656 (60.4)	1,395
2月	1,098	1,439 (52.4)	1,395
3月	1,108	1,425 (51.4)	1,395 (50.3)

※ 平成31年4月から国家備蓄保有量が減少している要因は、自然減等によるもの。